野々市市本町地区地域包括支援センター
運営事業者公募要領

令和８年 11 月

野々市市健康福祉部介護長寿課

目　次

1　趣旨・・・

1　趣　旨

介護保険法（平成９年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づき、法第 115 条の 45 第１項第２号及び法第 115 条の 45 第２項各号の地域支援事業及び指定介護予防支援業務を実施する地域包括支援センターの設置・運営の受託を希望する事業者を募集する。

2　圏域及び整備数

圏　域	整備数	担当区域	高齢者人口 （11,351 人）R8.4
本町地区	1	本町、若松町、横宮町、高橋町、扇が丘、住吉町、菅原町、白山町、矢作４丁目の一部（菅原団地県営住宅設置区域）	2,967 人

3　契約期間

契約期間は、令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日までとする。

（１）契約の更新

令和 10 年度以降については、毎年度地域包括支援センター運営協議会に諮り、実施状況が良好と認められた場合に限り、契約を更新する。また、契約の更新にあたっては、年度ごとに契約を取り交わすこととする。

（２）契約の解除

市は、委託した事業者が次のいずれかに該当する場合、地域包括支援センター運営協議会に諮り、期間の満了を待たずに契約を解除することができる。

その場合は、契約を解除された事業者は、次の事業実施者が支障なく円滑に業務を実施できるよう、速やかに引継ぎを行うこととする。

ア 法令等を遵守しない場合

イ 適切、公平、中立かつ効率的に業務を実施しておらず、本市の是正に従わない場合

ウ その他、市が契約を解除する必要があると認める場合

4　業務内容

業務内容は、次の(1)から(3)に掲げるものとする。

業務の実施については、指定介護予防支援事業の一部を除き第三者に再委託することはできない。

詳細は別に定める野々市市地域包括支援センター運営事業委託仕様書を参照すること。

また、関係法令等の改正又は介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い変更する場合がある。

（１）包括的支援事業（法第115条の45第１項第１号ニ及び法第115条の45第２項各号）

ア　第１号介護予防支援業務（法第115条の45第１項第１号ニ）

イ　総合相談支援業務（法第115条の45第２項第１号）

ウ　権利擁護業務（法第 115 条の 45 第２項第２号）

エ　包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第２項第３号）

オ　認知症総合支援事業（法第 115 条の 45 第２項第６号）

（２）介護予防支援事業（法第８条の２第 16 項）

地域包括支援センターは次の指定を受けるものとする。

ア　法第 115 条の 22 の規定の基づく指定介護予防支援事業者の指定

イ　生活保護法第 54 条の２第１項の規定に基づく石川県知事の指定

（３）任意事業及びその他の業務

ア　地域ケア会議の推進業務（法第 115 条の 48）

イ　家族介護支援事業、認知症高齢者見守り支援事業（法第 115 条の 45 第３項第２号）

ウ　介護予防に関する地域活動及び啓発

エ　市が開催する連携会議等の出席

オ　担当地区の実態を把握するために必要な民生委員等との連携及び会議等への出席

カ　野々市市地域密着型サービス事業者が主催する運営推進会議への出席

キ　地域包括支援センター運営協議会での報告、説明等の業務

ク　市等からの調査等の回答

ケ　在宅医療・介護連携推進事業（法 115 条の 45 第２項第４号）における情報提供及び会議への出席等の協力

コ　１か月の活動報告書の作成及び提出に関する業務

サ　記録管理に関する業務

シ　年間事業計画の策定並びに収支予算書、年間活動報告書及び収支決算書の作成に関する業務

ス　夜間や緊急時の体制整備

セ　苦情に対応する体制整備及び再発防止

ソ　感染症防止に関する体制整備

タ　高齢者虐待防止の体制整備

チ　業務継続計画の整備

ツ　生活支援コーディネーターとの連携

テ　その他地域包括支援センターを適正に運営するために必要な業務

（４）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における健康状態不明者対策業務

５　業務時間及び休業日

（１）窓口開設日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12 月 29 日～翌年 1 月 3 日)を除く

（２）窓口開設時間

午前８時 30 分から午後５時 15 分までとする。

なお、窓口開設日以外又は窓口開設時間帯以外であっても、緊急時の対応、関係団体等の会議への出席を求められる場合があれば、対応すること。

（３）緊急時の対応

電話等により 24 時間対応可能な連絡体制を確保すること。なお、緊急時の連絡体制につ

いては運営本体施設等との連携による対応としても差し支えないものとする。

6　人員の配置

地域包括支援センター１か所につき、次の（１）から（３）までに掲げる職員を常勤で、配置すること。また、別に（４）に掲げる職員は認知症地域支援推進員の研修を受ける予定の者又は既に受けた者とし、医療又は介護の専門職を常勤で配置すること。（５）については（１）から（３）の職員が兼務することができる。（１）から（４）について、各１名以上配置することとし、他の業務を兼務することができるものとする。

地域包括支援センターの円滑な業務推進を図るためにも、相談援助業務を経験したことのある人員を配置することが望ましい。

（１）保健師その他これに準ずる者

（２）社会福祉士その他これに準ずる者

（３）主任介護支援専門員その他これに準ずる者

（４）認知症地域支援推進員

（５）管理者又はセンター長

なお、（１）から（３）に示す、準ずる者とは、次のとおりとする。

職種	準ずる者
保健師	地域ケア、地域保健等に関する経験があり、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務の経験を１年以上有する看護師（准看護師は含まない）
社会福祉士	福祉事務所の現業員等の業務経験が５年以上又は介護支援専門員の業務経験が３年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に３年以上従事した経験のある者
主任介護支援専門員	ケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識と能力がある者

7　施設設備等の整備

（１）原則、現在の本町地区地域包括支援センターの所在地において業務を実施すること。ただし、現在の所在地より、市民が相談しやすい等の理由があり、かつ野々市市地域包括支援センター運営事業者選定委員会において適切な場所であることが認められる場合は、提案した場所において業務を行っても良いこととする。

（２）新たな場所に地域包括支援センターを設置する場合には、次の点に注意すること。

①建物は、建築基準法その他の法令等を遵守していること。

②担当区域内の住民の来所のしやすさを考慮すること。

③地域包括支援センターには事務室と相談室を設置すること。なお、同一建物内にサービス提供事業部門がある場合は、事務所は明確に分離されていること。

④相談室は相談者のプライバシーが確保されるような構造とすること。また、テーブル・椅子一式を設置すること。

⑤看板を１つ以上設置し、地域住民へ周知すること。

⑥専用の駐車スペースを確保し、車での来訪者にも十分な配慮をすること。

⑦高齢者に配慮した環境、設備を有すること。

（３）事務室は受付及び簡易な相談に対応できるような受付カウンター（着座可能な受付場所）を設置すること。 事務室内には事務机・椅子一式、施錠可能な書類保管庫を整備し、地域包括支援センターで専用利用できるパーソナルコンピューター、電話、プリンター及びファクシミリを設置すること。

（４）インターネットへの接続が可能な環境を整備すること。また、地域包括支援センターが専用で利用できる電子メールアドレスを取得すること。

（５）介護予防支援事業等を円滑に実施するために必要なシステム環境を構築すること。

（６）地域包括支援センターの職員が専用に利用できる自動車を１台以上配備することが望ましい。

（７）緊急時、休日、夜間等、24 時間速やかに連絡が取れる体制を確保すること。

（８）必要に応じて、防災体制を整えておくこと。

８　委託料及び支払方法

（１）委託料

令和８年度にかかる委託料については、次のとおりとする。

項　目	金 額	概　要
開設準備費	上限 1,500,000 円	選定された日から指定日の前日（令和９年３月 31 日）までに納品又は支払いをした人件費、備品及び消耗品等に限る（実績払い）。ただし、人件費については３月給与分とする。

令和９年度の委託料については、次のとおりとする。ただし、予算の範囲内で契約するため、委託料を変更する場合もある。

項　目	金 額	概　要
人件費	14,040,000 円	職員を４名以上配置した場合においても増額はしない
認知症地域支援推進員配置費	3,550,000 円	人件費、消耗品費、研修会旅費を含む
事業費	1,703,000 円	別紙のとおり
虐待対応終了加算	１回あたり 10,000 円	実績払い
介護予防サービス・支援計画作成料	１件あたり 4,420 円 初回加算 3,000 円	左記１件あたりの金額×介護予防サービス・支援計画作成件数 新規に介護予防サービス・支援計画を行った場合、3,000 円×件数を加算
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における健	１件あたり 4,420 円 継続支援 １回のみ１件あたり	左記１件あたりの金額×実態把握から必要に応じた支援数 継続支援については１回のみ１件あたり、

康状態不明者対策業務	4,420 円	4,420 円×件数 この業務の支払いについては、請求後、30 日以内に支払うものとする
施設賃借料	上限 1,545,000 円	事務所は現在の賃借している建物を推奨する

（２）支払方法

委託料は、地域包括支援センターの設置者の請求により、次のとおり支払う。

４回目の支払については、施設賃借料、加算等に係る費用の実績に基づき精算した額とする。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における健康状態不明者対策業務については、随時支払うものとする。

なお、開設準備費は１回目と同様の期日で請求及び支払いを行う。

回	業務委託料	介護予防サービス・支援計画作成料	支払予定日	請求期限
１回目	1,500,000 円	－	令和９年５月末	令和９年５月 10 日
	4,400,000 円	実績分		
２回目	4,400,000 円	実績分	令和９年９月末	令和９年９月 10 日
３回目	4,400,000 円	実績分	令和 10 年１月末	令和 10 年１月 10 日
４回目	精　　算	実績分	令和 10 年５月末	令和 10 年４月 30 日

９　運営財源等

（１）包括的支援事業に係る業務委託料

（２）指定介護予防支援事業にかかる介護予防サービス計画費（介護報酬）

10　応募要件

地域包括支援センターの運営を適切、公平、中立かつ効率的に実施できる者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）３年以上(令和８年12月１日現在)の介護保険サービスの提供実績があること。ただし、みなし指定のサービスは除く。

（２）応募する圏域内で、市民の利便性を重視した場所に事務所を設置できること。

（３）法第 115 条の 22 第２項の規定に該当しない者であること。

（４）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（５）申請書類受付日において、直近３年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税のいずれかの滞納がないこと。

（６）会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きをしている事業者でないこと。

（７）野々市市暴力団排除条例(平成 24 年野々市市条例第 13 号)第２条に掲げる暴力団及びそれらの利益活動を行う事業者でないこと。

（８）その他、地域包括支援センターの設置にあたり、別に定める野々市市地域包括支援センター運営業務委託仕様書及び関係法令を遵守していること。

11　応募手続き

（１）提出書類（応募書類の作成及び提出にかかる費用は、応募事業者の負担とする。）

①応募意向申出書

押印不要で、任意様式とする。また、応募意向申出書の提出がない場合、応募書類の提出はできない。

②応募書類

	書類の名称
様式１	野々市市本町地区地域包括支援センター運営事業者応募申請書
様式２	誓約書
様式３	応募の趣旨
様式４	本町地区地域包括支援センター運営事業実施計画・運営方針 地域との協働、多職種連携への取組
様式５	職員の確保及び勤務体制
様式６	配置予定職員の履歴書及び有資格者であることを証明する書面
任意様式	設置予定地の状況（現在の建物を利用しない場合のみ提出）

（２）提出部数

応募意向申出書については、原本１部を提出すること。Ｅメールで提出する場合はPDFファイルにすること。

応募書類については、正本１部及び副本（コピー）６部を提出すること。

（３）応募書類の体裁

ア 正本及び副本の書類はＡ４判縦型フラットファイルに左綴じ（折込可）とする。また、書類には、インデックスを付する。

イ 文字はMS明朝体を使用し、10.5ポイント以上とする。

ウ ファイル表面及び背表紙に、「野々市市本町地区地域包括支援センター運営事業者応募申請書」、「事業者名」を記載すること。

（４）提出場所

野々市市健康福祉部介護長寿課（野々市市役所１階②窓口）

（５）提出期間及び提出方法

応募意向申出書の提出期間は、令和８年11月10日（火）から令和８年11月17日（火）までとし、提出方法は、郵送、Ｅメール（kaigo@city.nonoichi.lg.jp）、直接持参のいずれかとする。提出に係る事前連絡の有無は問わない。

応募書類の提出期間は、令和８年11月24日（火）から令和８年12月25日（金）までとし、市役所閉庁日除く日の午前９時から午後５時までに、上記提出場所に事前に電話連絡の上、直接持参すること。

（６）留意事項

応募書類の提出後の取り扱いについては、次の事項に留意すること。

ア 応募書類の追加及び修正については、提出期間終了後は受け付けないものとする。

イ 応募を辞退する場合は、応募辞退届（様式８）を上記提出場所に持参すること。
ウ 提出済の応募書類については、返却しないものとする。

12　候補者の選定

（１）選定方法

①応募書類の形式的な審査を行い、その後、市が設置する選定委員会において行う審査・評価に基づき事業者を選定する。

②選定にあたり、面接(ヒアリング)を行う。なお、面接の日までに、市から質問又は追加の書類提出の依頼をする場合がある。

③応募期間終了後、面接の日時を、書類選定で要件等を満たした応募事業者に連絡する。

④面接の出席者は、１応募事業者につき３人以内とする。その他の面接実施に関する詳細は、面接の日時に併せて連絡する。

⑤選定された事業者が介護保険法に基づく指定を受けることができなくなった場合を考慮し、補欠の事業者を１社選定する。事業者の決定を取り消した場合又は事業者が指定を受けることができなくなった場合は、補欠の事業者が予定事業者となる。補欠の事業者の有効期間は、令和９年３月 31 日までとする。

⑥選定は応募事業者が単独の場合であっても、評価項目において 60%以上の評価を獲得することを最低基準とする。

（２）評価項目

評価項目	評価の視点	配　　点	
基本事項	応募動機や運営に関する基本的な考え方	様式３	８点
事業方針	実施計画及び運営方針 地域との協働、多職種連携への取組	様式４	16 点
体制整備	職員の配置計画	様式５，６	26 点
	施設等の開設（設置場所の利便性等）	様式７	

（３）選定結果の取消し

受託事業者の選定後又は業務開始後であっても、応募内容と実態で重大な乖離があった場合は、選定結果を取り消し、次順位の事業者を受託事業者とする場合がある。その際の費用弁償には一切応じない。

13　候補者の確定

選定の結果は、令和９年１月 20 日（水）に応募事業者全員に通知するものとする。審査の内容及び結果に関する異議申立ては、一切受け付けないものとする。

14　選定後について

（１） 協議等について

市は、選定結果の通知後、選定された事業者と業務開始に向けて協議するものとする。
協議において必要な書類等があれば、市より選定された事業者に対して適宜準備を依頼する。
また、予防支援事業所の指定等に係る手続きについても、遅延することなく行うこと。

（２）辞退等により生じる費用等について

選定結果の通知後、選定された事業者が受託の辞退を申し出た場合、又は人員体制、設備要件の不備等で市が委託できないと判断されたことにより市に損害が生じた場合には、市はその費用を事業者に請求する場合がある。

また、準備に要した費用等についても市は補償しないものとする。

（３）契約締結の準備行為について

選定された事業者は、業務が円滑に開始できるようにするため、業務の引継ぎ、事業計画の作成、研修への参加等を、業務開始日までに行うものとする。

15　スケジュール

内容	日時
①公募要領の公表	令和８年 11 月２日（月）
②応募意向申出書の提出	令和８年 11 月 10 日(火)～令和８年 11 月 17 日(火)
③応募書類の提出	令和８年 11 月 24 日（火）～12 月 25 日（金）
④選定	令和９年１月 13 日（水）
⑤選定結果通知	令和９年１月 20 日（水）
⑥協議、準備、指定の手続き	令和９年２月～３月
⑦契約の締結	令和９年４月１日（木）
⑧業務開始、指定	令和９年４月１日（木）

16　問い合わせ先及び応募先

野々市市健康福祉部介護長寿課　（担当：寺尾、南）

〒921－8510　野々市市三納一丁目１番地

TEL ：０７６-２２７-６０６６（直通）

FAX ：０７６-２２７-６２５２

mail：kaigo@city.nonoichi.lg.jp